

事業承継税制について

- 平成30年度税制改正において事業承継税制が大きく改正され、議決権株式の全てが納税猶予対象となり、猶予割合も100%に拡大、**事業承継時の税負担がゼロ**となります。
- なお、上記の特例措置は10年間限定となっています。
- ※ 詳しくは裏面をご覧ください。

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除(法人版事業承継税制)のあらまし

- 法人版事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。



- この法人版事業承継税制には、「**一般措置**」と「**特例措置**」の2つの制度があり、**特例措置**については、**事前の計画策定等**や**適用期限**が設けられていますが、**納税猶予の対象となる非上場株式等の制限（総株式数の最大3分の2まで）の撤廃**や**納税猶予割合の引上げ（80%から100%）**がされているなどの違いがあります。

(参考) 特例措置と一般措置の比較

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	5年以内の特例承継計画の提出 〔平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで〕	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 〔平成30年1月1日から 令和9年12月31日まで〕	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から 最大3人 の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化（4ページ、8ページ）	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり（9ページ）	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から 20歳以上の者 への贈与	60歳以上の者から20歳以上の推定相続人（直系卑属）・孫への贈与

- **贈与税**については**2ページ**、**相続税**については**6ページ**をご確認ください。

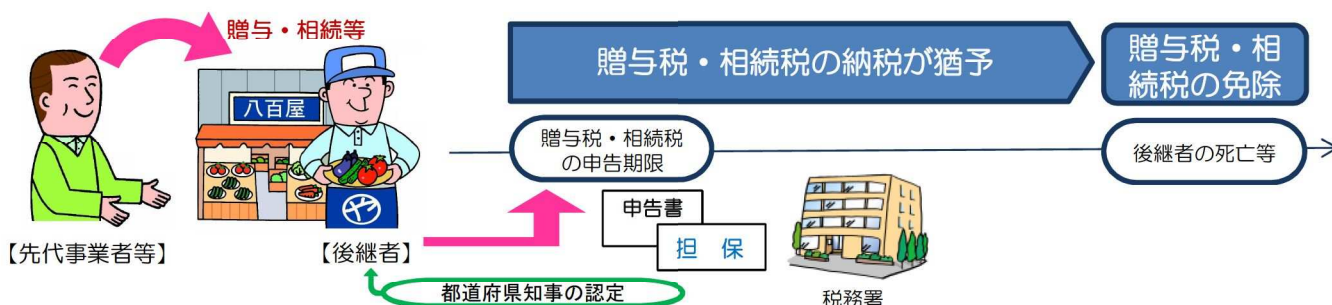
※ **特例措置**の適用を前提として記載しつつ、一般措置と特例措置とで異なる部分については、別途その内容を記載。

- 事業承継税制に関する情報等につきましては、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「事業承継税制特集」に掲載しております。
- 申告のための具体的な計算方法等について、税務署での面接による個別相談を希望される場合は、事前予約制とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください。



個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予・免除(個人版事業承継税制)のあらまし

- 令和元年度税制改正により創設された個人版事業承継税制は、青色申告(正規の簿記の原則によるもの)に限ります。)に係る事業(不動産貸付業等を除きます。)を行っていた事業者の後継者^{※1}として円滑化法の認定を受けた者が、平成31年1月1日から令和10年12月31日まで^{※2}の贈与又は相続等により、特定事業用資産を取得した場合は、
 - ① その青色申告に係る事業の継続等、一定の要件のもと、その特定事業用資産に係る贈与税・相続税の全額の納税が猶予され、
 - ② 後継者の死亡等、一定の事由により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納税が免除されるものです。
- ※1 平成31年4月1日から令和6年3月31日までに「**個人事業承継計画**」を都道府県知事に提出し、確認を受けた者に限ります。
- 2 先代事業者の生計一親族からの特定事業用資産の贈与・相続等については、上記の期間内で、先代事業者からの贈与・相続等の日から1年を経過する日までにされたものに限ります。
- **贈与税**については**2ページ**、**相続税**については**6ページ**をご確認ください。



この制度の対象となる「**特定事業用資産**」とは、先代事業者(贈与者・被相続人)の事業の用に供されていた次の資産で、贈与又は相続等の日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されていたものをいいます。

- ① **宅地等(400㎡まで)**
- ② **建物(床面積800㎡まで)**
- ③ ②以外の**減価償却資産**で次のもの
 - ・ 固定資産税の課税対象とされているもの
 - ・ 自動車税・軽自動車税の営業用の標準税率が適用されるもの
 - ・ その他一定のもの(貨物運送用など一定の自動車、乳牛・果樹等の生物、特許権等の無形固定資産)

- (注) 1 先代事業者が、配偶者の所有する土地の上に建物を建て、事業を行っている場合における土地など、先代事業者と生計を一にする親族が所有する上記①から③までの資産も、特定事業用資産に該当します。
- 2 後継者が複数人の場合には、上記①及び②の面積は各後継者が取得した面積の合計で判定します。
- 3 先代事業者等からの相続等により取得した宅地等につき小規模宅地等の特例の適用を受ける者がいる場合には、一定の制限があります(11ページ参照)。

- 事業承継税制に関する情報等につきましては、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「事業承継税制特集」に掲載しております。
- 申告のための具体的な計算方法等について、税務署での面接による個別相談を希望される場合は、事前予約制とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください。

